

会議の名称	平成30年度 第3回 門真市児童福祉審議会
開催日時	平成31年1月28日(月) 午前10時～午前11時まで
開催場所	門真市役所本館2階 第7会議室
出席者	合田委員長、須河内副委員長、森本委員、吉兼委員(途中出席)、五十野委員、事務局
議題 (内容)	(1) 小規模保育事業の認可について
傍聴定員	非公開
担当部署 (事務局)	(担当課名) こども政策課政策グループ (電話) 06-6902-6095(直通)

発言内容

発言者	発言
事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第3回門真市児童福祉審議会を開催させていただきます。本日は、何かとご多忙の中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>本日は、委員4名のご出席をいただき過半数の出席をいただいておりますので、門真市附属機関条例施行規則第5条第2項の規定により本会議が成立しておりますことをご報告いたします。道幸委員は日程が合わず、ご欠席とお伺いしております。</p> <p>続きまして、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。</p> <p><b>【参考資料】</b></p> <p>資料1 諮問書(写)</p> <p>資料2-1 あいとくナーサリー認可申請書及び添付書類(写)</p> <p>資料2-2 設置認可申請小規模事業所(あいとくナーサリー)の概要</p> <p>資料2-3 あいとくナーサリー 周辺地図</p> <p>資料2-4 あいとくナーサリー 平面図</p> <p>資料2-5 あいとくナーサリー 全体的な計画</p> <p>資料3-1 めぐみっこクラブ認可申請書及び添付書類(写)</p> <p>資料3-2 設置認可申請小規模事業所(めぐみっこクラブ)の概要</p> <p>資料3-3 めぐみっこクラブ 周辺地図</p> <p>資料3-4 めぐみっこクラブ 平面図</p> <p>資料3-5 めぐみっこクラブ 全体的な計画</p>

	<p><b>【参考資料】</b></p> <p>参考資料 1 門真市児童福祉審議会委員名簿</p> <p>参考資料 2 地域型保育事業の類型について</p> <p>参考資料 3 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例【抜粋】</p> <p>参考資料 4 家庭的保育事業等の認可等について（通知）</p> <p>参考資料 5 児童福祉法（抄）</p> <p>なお、後日、議事録の作成を行うため、本日の会議を録音させていただきますので、予めご了承ください。</p> <p>今回の審議会における諮問についてですが、今回、認可申請のあった小規模保育事業所 2 件について、本市から当審議会に対し、認可の適否について諮問させていただきます。諮問書につきましては、資料 1 として配布させていただいておりますので、ご確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、これ以降の議事進行については委員長をお願いしたいと思います。委員長、よろしくをお願いいたします。</p>
委員長	<p>それでは、私の方で議事次第に沿って進めさせていただきます。</p> <p>まず、「議題 1 小規模保育事業所の認可について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「議題 1 小規模保育事業の認可について」ご説明いたします。先ほど諮問書をご確認いただきましたとおり、平成 31 年 4 月 1 日開所予定として認可申請のあった小規模保育事業所「あいとくナーサリー」及び「めぐみっこクラブ」について、本市で認可を行うにあたり、認可の適否について当審議会に対して意見を求めるものです。</p> <p>小規模保育事業、及びその認可基準について、毎回ご説明させていただいておりますので簡潔に再度ご説明いたします。</p> <p><b>参考資料 2</b>「地域型保育事業の類型」をご覧ください。</p> <p>平成 27 年度より開始しました「子ども・子育て支援新制度」において、待機児童の多い 0 歳児から 2 歳児の子どもを預かる小規模な事業所として新たに設けられたものが地域型保育事業です。</p> <p>地域型保育事業のうち、今回ご審議いただく事業所につきましては、参考資料 2 の②、定員 6 人～19 人までの小規模な保育施設で保育を実施する小規模保育事業で、保育所の分園に近い類型である A 型となっております。</p>

小規模保育事業所を実施するためには、

**参考資料 3** 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例【抜粋】、

**参考資料 4** 「家庭的保育事業等の認可等について」

**参考資料 5** 児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号

これらのすべての規程の基準を満たしているかを判断することとなりますが、それぞれの規程の詳細な項目については、全てを審議会でご確認いただくことは難しいため、認可申請書類等から事務局で確認を行っております。

また、認可後につきましても、1年に1回、市が実地検査を行うこととなっており、運営面や会計処理等について、適切に行われているかを確認していくこととなっております。

小規模保育事業、及び認可基準については以上です。

続きまして、今回ご審議いただきます新規開設予定の小規模保育事業所について、まず、認可申請に至る経緯についてご説明させていただきます。

本市におきまして、待機児童の解消のため、既存事業者より新規施設整備や定員拡充の意向があるか等を調査し、各事業者から聴取しました意向に基づいて施設整備を進めてまいりました。しかしながら、進めていく中で、事業者から聴取した施設整備の意向について、予定の変更や中止等があり、当初想定していた利用定員の確保数に不足が生じています。

そのため、再度、既存事業者に意向を調査したところ、幼稚園を運営する学校法人2者より、幼稚園の既存園舎、設備を活用しての小規模保育事業所新設の希望があったものです。いずれも、既存の幼稚園の園舎を利用して小規模保育事業所を開設しようとするもので、開設にあたり改修工事などの施設整備は行いません。

この2件の事業所について、1件ずつ事務局よりご説明させていただきまして、1件ごと審議し、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

それでは、まずは「あいとくナーサリー」についてご説明させていただきます。

資料 2-1 の紐で綴じているものが今回事業所から提出していただきました資料一式になります。

そちらから一部抜粋してまとめておりますので資料 2-2～2-5 をお手元にご用意ください。

資料 2-2 は事業所の認可申請の資料から、概要をまとめております。

右端の欄に、先ほどご説明させていただきました条例等に定めのある認可の基準、中央の欄に、この基準を適用した際に当該事業所が満たすべき面積や人数、左側の欄に実際の当該事業所の概要を記載していますので、見比べながらご覧ください。

	<p>ださい。</p> <p>設置主体は「学校法人 大阪愛徳学園」で、昭和 31 年より「愛徳幼稚園」を運営されています。「愛徳幼稚園」の現在の定員は 260 名です。また、同一敷地内で、平成 30 年 4 月 1 日より定員 12 名の企業主導型保育「あいとく保育園」も実施されています。</p> <p>周辺地図は資料 2-3 のとおりです。住所は門真市元町 5-27、「愛徳幼稚園」内の建物の 1 室になります。</p> <p>認可定員は 0 歳児 3 名、1 歳児 6 名、2 歳児 6 名の合計 15 名です。</p> <p>資料 2-4 の平面図をご覧ください。施設の概要といたしましては、「愛徳幼稚園」内にいくつかある建物のうちの 1 棟である 2 階建て鉄骨造りの建物の 1 階にある保育室 1 室部分となります。2 階には幼稚園の満 3 歳児の保育室と預かり保育の部屋があります。外階段なので、2 階の保育室とは導線は重ならないとのことです。</p> <p>この保育室のほかに、隣接する沐浴スペース・トイレの一部を小規模保育事業所として利用します。保育室内にもトイレがありますが、衛生面からこちらのトイレは利用せず、隣接する園児用トイレを利用する予定です。</p> <p>0 歳児の保育スペースは、ベビーフェンス等で区切って使用します。</p> <p>調理設備は、調乳等で必要がある場合は幼稚園の調理室を利用します。すぐ向かいの建物の 1 階です。</p> <p>保育室の面積については、記載のとおり基準の面積を満たしています。</p> <p>また、屋外遊戯場につきましては、代替地として「愛徳幼稚園」の運動場を利用します。</p> <p>資料 2-2 に戻っていただきまして、職員数につきましては、定員に対して基準上保育士 4 名以上、嘱託医の配置が必要ですが、職員数の欄に記載のとおり、基準を満たす職員を配置予定とされています。管理者の方は、現在企業主導型保育の方で管理者をされている方が就任される予定です。</p> <p>連携施設からの搬入の場合は、調理員の配置は不要です。</p> <p>開所時間は午前 7 時 30 分～午後 7 時 00 分の 11.5 時間です。うち、午前 7 時 30 分～午前 8 時の 30 分は延長保育です。</p> <p>連携施設につきましては、同一敷地内の「愛徳幼稚園」を連携施設とされます。資料 2-5 のとおり、保育の全体的な計画を策定されています。</p> <p>以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>ただいま事務局より、認可基準及び、「あいとくナーサリー」の施設の概要について説明がありました。</p> <p>こちらの施設の認可の適否につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>なにかご意見やご質問はございますでしょうか。</p>

	「あいとくナーサリー」に対する審議
委員長	<p>ありがとうございます。でしたら他は大丈夫ですか。よろしいでしょうか。</p> <p>でしたら「あいとくナーサリー」さんの審議を終わりました、続きまして、2つめの「めぐみっこクラブ」について、事務局からご説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、続きまして「めぐみっこクラブ」についてご説明させていただきます。</p> <p>先ほどと同様、資料3-1の紐で綴じているものが今回事業所から提出していただきました資料一式になります。</p> <p>資料3-2～3-5をお手元にご用意ください。</p> <p>資料3-2は、先ほどの「あいとくナーサリー」と同様、事業所の認可申請の資料から、概要をまとめております。</p> <p>設置主体は「学校法人 門真めぐみ学園」で、昭和45年3月より「門真めぐみ幼稚園」を運営されています。「門真めぐみ幼稚園」の現在の定員は560名です。また、平成31年度の年度途中より、「幼保連携型認定こども園 めぐみ白鳥こども園」を開園予定とされています。</p> <p>周辺地図は資料3-3のとおりです。住所は門真市四宮3-10-24、「門真めぐみ幼稚園」の園舎の1室になります。</p> <p>認可定員は1歳児6名、2歳児12名の合計18名です。</p> <p>資料3-4の平面図をご覧ください。施設の概要といたしましては、「門真めぐみ幼稚園」の園舎である2階建て鉄筋コンクリート造りの建物の1階にある保育室1室部分となります。2階には幼稚園の3～5歳児の教室があります。</p> <p>この保育室のほかに、隣接するトイレ及び手洗いの一部を小規模保育事業所として利用します。</p> <p>0歳児の利用定員がありませんので、調乳の必要はありませんが、調理設備は、必要がある場合は幼稚園の給食室を利用します。同じ建物の1階です。</p> <p>保育室の面積については、記載のとおり基準の面積を満たしています。</p> <p>また、屋外遊戯場につきましては、代替地として「門真めぐみ幼稚園」の運動場を利用します。</p> <p>資料3-2に戻っていただきまして、職員数につきましては、定員に対して基準上保育士4名以上、嘱託医の配置が必要ですが、職員数の欄に記載のとおり、基準を満たす職員を配置予定とされています。</p> <p>管理者の方は、現在も幼稚園で勤務されている元副園長の方が就任される予定です。また、リーダーとして、保育士としての経験年数が17年目となるベテランの保育士を配置予定です。</p> <p>連携施設からの搬入の場合は、調理員の配置は不要です。</p> <p>開所時間は午前7時30分～午後6時30分の11時間です。延長保育は実施されません。</p> <p>連携施設につきましては、同一敷地内の「門真めぐみ幼稚園」を連携施設とさ</p>

	<p>れます。</p> <p>資料 3-5 のとおり、保育の全体的な計画を策定されています。</p> <p>以上です。</p>
委員長	<p>ただいま事務局より、「めぐみっこクラブ」の施設の概要について説明がありました。</p> <p>先ほどと同じように、こちらの施設の認可の適否につきまして、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>なにかご意見やご質問がございましたらよろしくお願いいたします。</p>
	<p><b>「めぐみっこクラブ」に対する審議</b></p>
委員長	<p>ほかにご意見はありませんでしょうか。大丈夫ですか。</p> <p>では、審議は以上の方で終わらせて頂きます。</p> <p>皆様、色々のご意見ありがとうございました。</p> <p>当審議会といたしましては、諮問があったただいまの小規模保育事業所 2 施設「あいとくナーサリー」と「めぐみっこクラブ」について、認可の適否について門真市に対して答申を行う必要がございますが、委員から頂戴しましたご意見については、事務局から事業者にお伝えいただくこととしたうえで、この事業所について「認可相当である」、としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本審議会としましては、今回審議に上がっております全ての事業所について「認可相当である」という答申をいたしますが、事務局は、事業者に対し委員のご意見をお伝えいただき、よりよい運営に向けての指導・監督を行ってください。</p> <p>委員の皆様のお机に置かせていただいております答申書(案)を参照願います。今回の審議をふまえ、認可相当として、下の点線部分の「認可に相当すると認められない」とする部分は削除して当審議会からの答申書としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
委員長	<p>それではそのように答申を行わせていただきます。</p> <p>議題 1 「小規模保育事業所の認可について」は以上で終了します。</p> <p>こちらで本日審議予定の議題はすべて終了となりますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。</p> <p>特にないようでしたら、本日の議題は全て終了いたしましたので、以上をもちまして、「平成 30 年度第 3 回門真市児童福祉審議会」を閉会いたします。</p> <p>皆様ありがとうございました。</p>